



家畜共済制度について

備えの種をまこう。



<p>加入資格者</p>	<p>共済目的の種類とされる家畜について養畜の業務を営み、組合等の区域内に住所を有する方です。</p>
<p>引受方式 (家畜区分)</p>	<p>死亡廃用共済 搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌牛、育成・肥育牛、乳用種種雄牛、肉用種種雄牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種雄馬、種豚、肉豚</p> <p>疾病傷害共済 乳用牛、肉用牛、乳用種種雄牛、肉用種種雄牛、一般馬、種雄馬、種豚</p> <p>※それぞれの家畜区分ごとに加入することができます。</p>
<p>補償期間</p>	<p>共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。ただし、新規加入の場合は共済責任開始の日を統一しています(地域によって特定の日を定めています。)ので、特定の日の前日までの短期引受けとなります。</p>
<p>共済金額</p>	<p>共済金額とは、共済事故による損害が生じたときに、支払う共済金の限度額です。</p> <p>死亡廃用共済 共済金額＝共済価額(※1)×補償割合(※2) ※1 ー共済掛金期間中に飼養する家畜の評価額の合計額です。 ※2 8割～2割の範囲内で加入することができ、原則共済掛金期間中は一定となります。</p> <p>疾病傷害共済 病傷共済金支払限度額を超えない範囲内で、共済金額を設定することができます。</p>
<p>対象となる事故</p>	<p>死亡廃用共済 死亡(と殺等を除く)及び廃用の事故です。</p> <p>疾病傷害共済 獣医師の治療を必要とする程度の疾病及び傷害の事故です。</p>
<p>共済掛金</p>	<p>共済掛金＝共済金額×掛金率×1/2(国庫負担割合50%)＋賦課金 ※種豚及び肉豚については、国庫負担割合は、40%です。</p> <p>牛、馬、豚によって掛金は異なります。</p> <p>(例)搾乳牛35月齢1頭を補償割合8割で新規加入する場合 【死亡廃用共済】 共済金額 694,400円 掛金 27,582円</p> <p>【疾病傷害共済】 共済金額 35,688円 掛金 12,081円</p> <p>【死亡廃用共済、疾病傷害共済両方加入のケース】 掛金27,582円(死亡廃用共済)+掛金12,081円(疾病傷害共済)＝掛金39,663円</p> <p>なお、掛金率は、家畜区分、子牛選択、事故除外選択、補償割合などの選択内容及び個人ごとの過去の実績(損害率)に応じて決定される危険段階別共済掛金率によって異なります。</p>
<p>共済金</p>	<p>死亡廃用共済 共済金＝(事故家畜の価額－残存物価額等)×補償割合 ※残存物価額は、廃用の場合に、事故家畜の肉、皮等から得られる収入です。</p> <p>疾病傷害共済 疾病や傷害の治療に要した診療費を共済金として補てんします。</p>
<p>注意事項 (共済関係の解除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・告知義務違反(過失等により事実を告知しなかった場合は、解除する場合があります) ・重大事由による解除(共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合など)